

当PDF文書は上に示されている企業に関する詳細レポートのアップデート版として作成されたものです。
 詳細レポート全体につきましては[弊社ウェブサイト](#)をご覧ください。

2020年2月27日、シンバイオ製薬株式会社は第50回新株予約権および第51回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行と新株予約権の第三者割当契約（コミット・イシュー・プログラム）の締結に関して発表した。

同社は、EVO FUNDを割当予定先とする第50回新株予約権および第51回新株予約権の発行、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とした新株予約権の第三者割当契約（コミット・イシュー・プログラム）を割当予定先との間で締結することを決定した。

募集の概要

割当日	2020年3月16日
発行新株予約権数	10,000千個（第50回新株予約権：7,000千個、第51回新株予約権：3,000千個）
発行価額	総額11百万円（第50回新株予約権1個当たり1.06円、第51回新株予約権1個当たり1.04円）
当該発行による潜在株式数	10,000千株（新株予約権1個につき1株、2019年12月31日現在の同社発行済株式総数に対して37.8%の希薄化） 上限行使価額はない。下限行使価額は291円であるが、下限行使価額においても、潜在株式数は10,000千株である。
調達資金の額	5,450百万円
行使価額および行使価額の修正条件	当初行使価額は547円とする。 第50回および第51回新株予約権の行使価額は、2020年3月17日に初回の修正がされ、以後5取引日が経過する毎に修正される。行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日から起算して5取引日目の日の翌取引日（以下、修正日）に、修正日に先立つ5連続取引日の各取引日において取引所が発表する同社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の単純平均値の94%に相当する金額（当該金額が下限行使価額を下回る場合は下限行使価額）に修正される。
募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、全ての新株予約権をEVO FUNDに割り当てる。

第50回および第51回新株予約権の特徴、調達する資金の使途

- ▷ 第50回新株予約権：発行後翌取引日より行使期間が開始し、開始後、原則として106取引日以内に、割当予定先が第50回新株予約権の全て（7,000千株）を行使する。また、発行日の翌取引日以降、原則として56取引日以内に、2,800千株相当分以上の第50回新株予約権の行使をする。
- ▷ 第51回新株予約権：同社が行使開始指示を行った日の翌取引日以降、原則として46取引日以内に割当予定先は発行数量を上限として同社が指定した数の第51回新株予約権の全てを行使する。また、第51回新株予約権は、同社から行使開始指示がなされるまでは新株予約権の行使はできない。行使開始指示については、同社が未公表のインサイダー情報を行使開始指示時点および行使開始時点で保有していないこと、第50回新株予約権が残存していないことが条件となる。

	第50回新株予約権	第51回新株予約権
発行数	7,000千個	3,000千個
発行価額の総額	7百万円	3百万円
行使価額の総額	3,829百万円	1,641百万円
行使想定期間（コミット期間延長事由発生時を除く、原則）	発行後約5ヵ月	行使開始指示日以降当社の指定する日から約2ヵ月
修正回数（5取引日毎に修正、原則）	通算で21回（予定）	通算で9回（予定）

行使価額	5連続取引日における同社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の単純平均値の94%	
コミット	106取引日以内における発行数全ての行使を原則コミット 56取引日以内における発行数の40%以上の行使を原則コミット	46取引日以内における指定数全ての行使を原則コミット
当初行使開始予定日	2020年3月17日	未定
コミット完了予定日	発行数全ての行使：2020年8月21日 発行数の40%以上の行使：2020年6月9日	未定

調達する資金の使途

(百万円)	第50回新株予約権 による調達金額	第51回新株予約権 による調達金額	合計の調達金額	支出予定時期
導入済パイプラインの開発	2,375	55	2,430	2020年3月～2021年6月
自社販売体制の構築	1,431	54	1,485	2020年3月～2021年6月
新規ライセンス導入やM&A等の投資	0	1,535	1,535	2020年10月～2021年6月
合計	3,806	1,644	5,450	

仲裁判断により資金需要状況が変化した場合の協議義務

同社は、ザ・メディシンズ・カンパニー社によるライセンス契約の不履行に起因して生じた損害の賠償として、82百万米ドル（日本円換算で約90億円）の支払いを求める仲裁を国際商業会議所の規定に基づき2017年10月11日付で申し立てており、現在も継続中である。

現状の経過としては、2019年6月にニューヨークにて審問手続きが行われ、同12月末に双方からの最終文書の提出が終わり、現在仲裁人3人が仲裁判断を準備中とのことである。通常の手続きを前提にすれば、2020年3月から6月の間に仲裁判断がなされるものと予想しているという。これに関し、仲裁機関による仲裁判断がなされた場合には、割当予定先と協議の上、同社が指定する数以上の同新株予約権を行使しないことを要請することができ、割当予定先は、当該要請に関し、同社と誠実に協議する旨定められる予定である。

このリサーチメモは、掲載企業の[最新版レポート](#)にも掲載されています。

株式会社シェアードリサーチは今までにない画期的な形で日本企業の基本データや分析レポートのプラットフォーム提供を目指しています。さらに、徹底した分析のもとに顧客企業のレポートを掲載し随時更新しています。

ディスクレーム

本レポートは、情報提供のみを目的としております。投資に関する意見や判断を提供するものでも、投資の勧誘や推奨を意図したものではありません。SR Inc.は、本レポートに記載されたデータの信憑性や解釈については、明示された場合と黙示の場合の両方につき、一切の保証を行わないものとします。SR Inc.は本レポートの使用により発生した損害について一切の責任を負いません。

本レポートの著作権、ならびに本レポートとその他Shared Researchレポートの派生品の作成および利用についての権利は、SR Inc.に帰属します。本レポートは、個人目的の使用においては複製および修正が許されていますが、配布・転送その他の利用は本レポートの著作権侵害に該当し、固く禁じられています。SR Inc.の役員および従業員は、SR Inc.の調査レポートで対象としている企業の発行する有価証券に関して何らかの取引を行っており、または将来行う可能性があります。そのため、SR Inc.の役員および従業員は、該当企業に対し、本レポートの客観性に影響を与える利害を有する可能性があることにご留意ください。

金融商品取引法に基づく表示

本レポートの対象となる企業への投資または同企業が発行する有価証券への投資についての判断につながる意見が本レポートに含まれている場合、その意見は、同企業からSR Inc.への対価の支払と引き換えに盛り込まれたものであるか、同企業とSR Inc.の間に存在する当該対価の受け取りについての約束に基づいたものです。

連絡先

株式会社シェアードリサーチ / Shared Research Inc.
東京都文京区千駄木3-31-12
HP: <https://sharedresearch.jp>
TEL : (03)5834-8787
Email: info@sharedresearch.jp